

障害者（児）の方の各種手当 ～所得状況届等の提出を忘れずに！～

市では、すでに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の認定を受けている方に対し、所得状況届等を8月上旬に送付します。受付期間内に忘れずに提出してください。

◆受付期間 8月12日(金)～9月13日(金)

※受付期間を過ぎて提出した場合、8月以降の手当の受給が遅れることがありますので、ご注意ください。また、所得が基準を超えている場合、支給が停止となります。

◆各種手当の内容 在宅の障害者（児）の方に対して、以下のような手当があります。

手当の名称	障害の程度	所得制限	年齢要件	その他要件	手当月額
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳(ア)～(イ)の1程度または精神障害者保健福祉手帳1～2級程度の方 日常生活で常に介助、介護を必要とする精神障害の方 	有	20歳未満	施設入所者は不可	1級 52,500円 2級 34,970円
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～2級または療育手帳(ア)程度 日常生活において常時の介護を必要とする方 	有	20歳未満	施設入所者は不可	14,880円
特別障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> 重度（1～2級）障害が重複している方 療育手帳(ア)の1または同程度の重度精神障害の方 日常生活において常時特別の介護を必要とする方 	有	20歳以上	施設入所者、3か月以上の入院中は不可	27,350円

※新規の申請は、各種手当用の診断書が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 障害福祉課（2階） ☎ (20) 1666 FAX (20) 1610

緑ヶ丘スポーツクラブ

令和3年度版パンフレットができました！

市では、総合型地域スポーツクラブの支援に取り組んでいます。これは、地域住民が中心となり会費制で運営されているもので、世代を超えた交流により新たな地域コミュニティの形成が期待されています。

緑ヶ丘スポーツクラブは、茂原市初の総合型地域スポーツクラブとして、平成30年4月に緑ヶ丘地区で設立され、現在では22団体が所属しています。

年齢や運動量に合わせてさまざまなスポーツや文化活動に参加できますので、興味のある方はぜひお問い合わせください。



▲市内公共施設で入手できます

◆活動場所 二宮小学校、旧西陵中学校（体育館・グラウンド）、緑ヶ丘住宅地周回道路

問合せ 緑ヶ丘スポーツクラブ事務局 野口 ☎ (25) 9610 ☎ (20) 1575
 体育課（9階） midorigaoka42195@catv296.ne.jp FAX (20) 1607